

# 申 入 書

平成18年4月24日

ボーダフォン株式会社 御中

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理 事 長 長 尾 治 助  
(立命館大学名誉教授・弁護士)

## 【連絡先】

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地  
ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 FAX 075-251-1003

担当 野々山 宏 (弁護士・理事)

当NPO法人は、消費者契約に関する調査、研究、救済及び支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。

当NPO法人は、貴社が未成年者等との契約にあたって法定代理人から徴求する同意書の内容について検討しましたので、その検討結果を基に、貴社に対し、下記のとおり申し入れします。

つきましては、本申し入れに対する貴社の対応について本書到達後2週間以内に文書で回答ください。

## 第1 申し入れの趣旨

- 1 貴社が未成年者その他の法定代理人の同意が必要な契約にあたって法定代理人から徴求する同意書について、この同意書によって、法定代理人が同意した契約について、その後のプラン変更、サービスの追加、機種変更をも包括的に同意したものであるかについて明らかにされたい。
- 2 もし、包括的な同意書として使用されているのであれば、未成年者その他の法定代理人の同意が必要な契約の締結及びサービスの変更その他の各種注文について、包括的な同意を得る内容とする同意書として使用することの中止を求める。

## 第2 申し入れの理由

- 1 貴社の同意書の内容

携帯電話の最近の普及は著しく、小中学生をはじめとする未成年者も多く利用している状況にある。そして、これらの未成年者が各種サービス契約を締結することも増加していると推察される。

未成年者が契約締結などの法律行為をするには、その法定代理人の同意を得る必要がある（民法5条）。その他にも成年後見制度などによって行為能力が制限されている場合にも法定代理人の同意が必要となってくる。

このような法定代理人の同意が必要な契約について、貴社は添付のような法定代理人の同意書のひな形を作成している。未成年者その他の法定代理人の同意にはこのひな形が利用されていると考えられる。

この同意書ひな形は、申込者である未成年者等が貴社と契約約款（ボーダフォン電話サービス契約約款・ボーダフォンパケット通信サービス契約約款・3G通信サービス契約約款）に基づき契約を締結することについて同意をすることとなっている。携帯電話に関する契約では、いったん契約を締結した後に、プラン変更、サービスの追加、機種変更などの契約変更をすることがしばしばある。貴社の同意書は、同意者である法定代理人等の申し出によって、利用停止・契約解除支払い方法の変更をすることを、未成年者等において包括的に同意するとの規定があるが、未成年者等によって行われる契約変更も包括的に同意しているのか明らかではない。

事後の契約変更も含めて包括的に同意を与えているのでなければ問題はありませんが、もし包括的同意として取り扱っているのであれば、後記のような問題点があると考えるので、貴社において添付同意書をどのように取り扱っているかについて明らかにして頂くよう求めるものである。

## 2 制限行為能力者保護の制度趣旨

法定代理人の同意を要件とするなどの制限行為能力者保護制度は、未成年者等が取引において、各契約がどのような意味を持つか、それが結局自分に有利か不利かなどの判断において、十分に適切な判断が期待できないために設けられたものである。したがって、このような制限行為能力者保護制度の趣旨に反するような、約款や同意書ひな形は民法5条の同意として効力を持たないか、民法90条（公序良俗違反の合意の無効）によって無効と判断されるべきである。

## 3 包括的同意書の問題性

事後の契約の変更を含めた包括的同意書の問題性は、法定代理人がいったん同意してしまえば、未成年者は携帯電話の各種契約について自由に契約ができ、さらにプラン変更、付加サービス、機種変更など新たな経済的負担が伴う変更契約を自由に行うことができることにある。未成年者は、法定代理人の個別の同意無くほぼ自由に契約締結やその変更を行うことができることになり、契約内容によっては予期せぬ、あるいは過大な経済的負担が生じることになる。民法5条、13条では、未

成年者等については適切な判断が期待できないために、契約その他の法律行為について原則として個別の同意が求められていると考えられる。包括的な同意を与えることは、契約やその変更の内容が法定代理人に簡単に予想され、かつ過大な経済的な負担が発生しないのであれば許される可能性があるが、そうでなければ、制限行為能力者保護の制度趣旨を潜脱していると評価できる。

携帯電話の各種契約やサービス内容は多種多様であり、使用機種、使用方法やプラン設定によっては過大な料金が請求される危険性もある。包括的同意が認められる予測可能性や経済的負担危険性がないとは到底いえない。

未成年者による携帯電話利用が犯罪行為につながったり、未成年者の支払い能力を遙かに超える多額の料金が発生するなどのトラブルもあると聞いていることからしても、包括的な同意書には、民法5条の制度趣旨から問題がある。

もし貴社が使用している同意書がそのような包括的同意書であれば、その使用を中止し、経済的負担が生じる場合、あるいは増加する場合には、個別に法定代理人の同意を得る内容に変更すべきである。

以上